

企業局 随意契約件数 7 件 金額 74,948,500円

契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
1 企業局総務課	令和8年度大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託	令和8年4月1日	大分市東春日町17番58号 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部(大分)	4,831,200円	システムの維持管理に関する専門的知識及び技術が必要であるが、富士通Japan(株)は、システムを開発した業者であるため、システムに精通している。仮に、ほかの業者に委託した場合は、プログラムの解読などに多大な時間を必要とし、迅速な対応が困難となり、システムの運用全体に大きな支障を及ぼすおそれもあるため、競争入札には適さない。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
2 企業局総務課	令和8年度芹川第三発電所水路工作物保守等業務委託	令和8年4月1日	大分市竹矢626-3 世利川井路土地改良区	15,415,400円	該当する共同井路の維持管理については、企業局と世利川井路土地改良区と間に「協定書」を締結しており、芹川第三発電所建設に伴う芹川流域における水の有効利用について相互善意をもって協力することとしており、企業局が共同井路の維持管理を行い、土地改良区が応分の負担をするようになっている。土地改良区は法人の公共目的から当該委託内容を熟知しておく必要がある。相互善意による協力のもとで維持管理の義務を負う企業局と、当該委託内容の熟知が管理上必要な土地改良区にとって、土地改良区自体に維持管理業務を受託できる条件が備わっている場合には、両者の公共的利害は一致し、第三者を入れる余地はない。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
3 企業局総務課	令和8年度判田浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託	令和8年4月8日	福岡市博多区住吉1丁目2番25号 太平洋セメント株式会社九州支店	16,170,000円	本業務は、判田浄水場で発生する産業廃棄物である汚泥ケーキの処分(再生利用)業務である。大量の汚泥ケーキが発生した場合、処理能力があるのは太平洋セメント(株)九州支店のみであるため。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
4 企業局総務課	令和8年度判田浄水場汚泥脱水ケーキ運搬業務委託	令和8年4月8日	津久見市大字下青江3891 龍南運送株式会社	6,583,500円	本業務は、判田浄水場で発生する産業廃棄物である汚泥ケーキの運搬業務である。太平洋セメントに搬入できる業者は龍南運送(株)のみであるため。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
5 企業局総務課	令和8年度水委水委第111-4号取水口維持管理業務委託	令和8年4月22日	大分市大字西ノ洲一番地 日鉄環境株式会社 九州支店 大分地区	4,404,400円	出水期の緊急除塵作業に対応する潜水士・作業員・除塵用具を確保可能であり、白滝取水口の機能、構造を把握し、直近で同箇所における災害時対応で実績のある日鉄環境株式会社九州支店大分地区以外には本業務はできないため。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
6 企業局総務課	令和8年度電委ダ委第22-5号ダムコン・放流警報装置点検委託	令和8年5月19日	福岡市博多区店屋町5番18号 富士電機株式会社 九州支社	16,610,000円	本業務は、北川ダムのダムコン及び放流警報装置の点検を主たる業務として行う業務委託である。4月15日に開札した令和8年度電委ダ委第22-3号ダムコン・放流警報装置点検委託において、九州管内まで範囲を広げて、設計額の2倍の年間平均完成工を有し、大分県が発注した電気工事(ダム管理用制御処理設備及び放流警報)の受注実績がある全20者を指名したが、1者しか応札がなかったため、入札を取り止めた。他に指名可能な業者はいないため、1回目の入札で応札のあった東芝テリー(株)九州支店と随意契約を行う。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
7 企業局総務課	令和8年度電委ダ委第21-3号ダムコン・放流警報装置点検委託	令和8年5月25日	福岡市中央区長浜2丁目4番1号 東芝テリー株式会社 九州支店	10,934,000円	本業務は、芹川ダムのダムコン及び放流警報装置の点検を主たる業務として行う業務委託である。4月15日に開札した令和8年度電委ダ委第21-2号ダムコン・放流警報装置点検委託において、九州管内まで範囲を広げて、設計額の2倍の年間平均完成工を有し、大分県が発注した電気工事(ダム管理用制御処理設備及び放流警報)の受注実績がある全20者を指名したが、1者しか応札がなかったため、入札を取り止めた。他に指名可能な業者はいないため、1回目の入札で応札のあった富士電機(株)九州支社と随意契約を行う。 (根拠法令:地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)